

当日質疑応答

問1 介護支援ベッド評価票の様式は、安城市公式ウェブサイトに掲載されているか。

(回答)

評価票の提出が必要な事業所には、様式を送付している。

問2 「負担割合が変更となる利用者については、重要事項説明書によりその旨を説明し、同意すること」とあるが、3割負担の内容を追加で掲載した場合、全員に重要事項説明書を取り直す必要があるか。

(回答)

重要事項説明書における負担割合についての記載内容が事業所それぞれで異なっているため一概には言えないが、3割負担の内容を追加で掲載した場合は、3割負担の対象となる利用者には重要事項説明書を取り直す必要がある。

問3 「居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ること」とあるが、これをやらない場合、運営基準減算として、所定単位数の100分の50となり、2月以上継続している場合は所定単位数を算定できないということでしょうか。

(回答)

確認をして、ケアマネットで回答する。

(回答後日追加)

上記の内容について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数となり、2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できない。